

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の効率性、透明性を向上させ、企業価値を増大させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としており、その為に経営環境の変化に迅速に対応できる体制を確立し、またコンプライアンス経営を徹底させております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

【補充原則4-2-1】

取締役の報酬は、株主総会で決議した額の範囲内で、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において決議しており、その内訳は、定額部分の月額報酬並びに各事業年度の業績等を総合的に勘案して支給する賞与からなります。明確な業績連動報酬や自社株報酬などのインセンティブの付与は現在実施しておらず、今後、その要否も含めて検討いたします。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

【補充原則4-8-1】

【補充原則4-8-2】

当社は独立社外取締役を1名選任しております。当該独立社外取締役は豊富な経営者経験及び幅広い見識等に基づいて、独立した立場から取締役会において積極的に意見を述べるなど、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するための役割・責務を十分果たしています。現時点では当社の事業規模、会社を取り巻く環境等を総合的に勘案し、現行体制で十分かつ実効性あるガバナンス体制が構築されていると判断していますが、今後の経営環境や情勢の変化に応じて独立社外取締役の増員の要否を検討してまいります。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

【補充原則4-10-1】

当社は、指名・報酬などに関する事項を検討するための任意の委員会等は設置しておりません。今後、その要否も含め検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性に関する分析・評価は現在実施しておりません。今後、評価方法を含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、営業上の取引関係、事業上の関係、金融取引関係の維持・強化・拡大を目的として、政策保有株式を保有しております。政策保有株式の経済合理性等については、年2回取締役会で報告し、検証しております。

政策保有株式の議決権行使については、議案の内容を精査し、上記保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の企業価値向上に資するものであるかどうか、また当社への影響等を総合的に検討の上で議案への賛否を判断します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

取締役との競業取引及び利益相反取引は、あらかじめ取締役会の承認を要することとしております。

関連当事者との取引は、有価証券報告書や計算書類で開示いたします。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 企業理念、経営計画

当社のホームページに、企業理念及び中期経営計画「TTC150 Stage1」の内容を掲載しております。

〈企業理念〉

<http://www.the-torigoe.co.jp/gaiyo/index.html>

〈中期経営計画「TTC150 Stage1」〉

<http://www.the-torigoe.co.jp/tousi/index9.html>

(2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方

本報告書の「1-1.基本的な考え方」をご参照下さい。

(3) 取締役の報酬決定の方針と手続

本報告書の「2-1.機関構成・組織運営等に係る事項 取締役報酬関係 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照下さい。なお、報酬額の決定に当たっては、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会で審議の上、決議しております。

(4) 取締役・監査役候補の指名方針と手続

取締役候補につきましては、当社の中長期的な方針策定や意思決定及び各業務執行部門の適切な監督ができる適任者を取締役会において決定しております。

監査役候補につきましては、中立的客観的立場で取締役の業務執行を監視できる適任者を監査役会の同意を得た上で取締役会において決定しております。

(5) 取締役・監査役候補の個々の指名についての説明

各候補者の略歴及び社外役員候補者の選任理由を株主総会招集通知に掲載しております。

〔補充原則4－1－1〕

当社は経営における意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入しております。取締役会は、取締役会規則に従い、法令及び定款に定められた事項や当社における重要事項等を決定しております。執行役員は、執行役員規定及び職務分掌規程並びに取締役会の決議に従い、各所管部門の業務を執行しております。

〔原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

独立社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する具体的な基準又は方針は定めておりませんが、東京証券取引所及び福岡証券取引所の社外役員の独立性に関する事項を参考としております。

〔補充原則4－11－1〕

当社は定款で取締役の定数を9名以内と定めております。
現在の人数は5名(独立社外取締役1名を含む)であり、うち2名が執行役員を兼務しております。
当社の業務内容や経営に関する知識と十分な経験を有する取締役並びに豊富な企業経営経験及び高い知見を有する社外取締役で構成されており、取締役会全体として、バランス、多様性を確保した適正な規模と判断しております。

〔補充原則4－11－2〕

当社の社外取締役及び社外監査役は他の会社の役員を兼任している者もありますが、その兼任の状況は適正で合理的な範囲と判断しております。その兼任状況については本報告書「2-1.機関構成・組織運営等に係る事項 取締役関係及び監査役関係」をご参照下さい。

〔補充原則4－14－2〕

新任取締役、監査役は、就任に際して社外の研修を受講しております。
取締役、監査役就任後も、必要に応じて社外の各種セミナーを受講しております。
また、社外を含む全取締役及び全監査役に対しては、コーポレートガバナンスに関する理解を深めるために、東京証券取引所が提供しているeラーニングの受講を推奨しております。

〔原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針〕

株主との建設的な対話が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものと認識し、株主からの対話の申込みには合理的な範囲で前向きに対応してまいります。
また、中期経営計画をはじめとした経営方針、決算短信などの公表資料、株主総会資料、各種財務情報を当社ホームページに掲載しております。
当社は、IR説明会は現在実施しておりませんが、今後その可否を含め検討してまいります。
株主との面談においては、社内規定に基づいてインサイダー情報の管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社鳥越商店	1,420,000	5.45
三菱商事株式会社	1,300,000	4.99
三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	1,300,000	4.99
株式会社福岡銀行	1,162,700	4.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,145,636	4.40
株式会社広島銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	730,000	2.80
株式会社佐賀銀行	630,000	2.41
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	567,000	2.17
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	550,000	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	535,600	2.05

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

上記のほか当社保有の自己株式2,762,615株(10.61%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	12月
業種	食料品

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 優次	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 優次	○	田中優次氏は西部瓦斯株式会社の代表取締役会長であります。当社は同社の株式を120千株所有し、同社は当社の株式を394千株所有しており、また、当社は同社に対して一般ガス供給契約に基づくガス料金の支払を行っておりますが、その金額は僅少であります。同社と当社との利害関係は、当社の意思決定に重大な影響を与えるものではなく、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	豊富な経営者経験及び幅広い見識等を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任しております。また、独立性基準に該当していないため、当社からの独立性が高く、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、期初に会計監査人から監査計画の説明を受けるとともに、期中の監査状況及び期末の監査結果については随時説明・報告を求め、連携をとっております。また、当社に内部監査室を設置し、室長である執行役員1名が内部監査規程及び内部監査計画に基づき内部監査を実施しております。内部監査の結果は社長及び監査役に報告されています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山出 和幸	弁護士													
秀島 正博	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山出 和幸	○	----	弁護士としての専門的知識や法曹会における幅広い経験を当社の監査体制に活かしていただきたく、社外監査役として選任しております。また、独立性基準に該当していないため、当社からの独立性が高く、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
秀島 正博	○	----	公認会計士及び税理士としての豊富な経験や専門的知識を当社の監査体制に活かしていただきたく、社外監査役として選任しております。また、独立性基準に該当していないため、当社からの独立性が高く、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は、全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与につきましては、今後検討して参ります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数(人)
		基本報酬(千円)	賞与(千円)	
取締役(社外取締役を除く)	138,626	115,911	22,715	4
監査役(社外監査役を除く)	24,573	20,562	4,011	2
社外役員	7,600	7,200	400	3

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、平成20年3月28日開催の第73期定時株主総会において取締役及び監査役の報酬の額について、次のとおり決議しており、それぞれの範囲内としております。

取締役 年額240百万円以内 (うち社外取締役10百万円以内)
 但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

監査役 年額55百万円以内

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役へは、取締役会・監査役会の開催時までには社外取締役へは総務担当役員、社外監査役へは常任監査役から、面談の上、事前説明及び打ち合わせを行っております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

小西 敬一郎	相談役	主に営業部門へのアドバイス等	非常勤・報酬有	2012/3/29	1年
--------	-----	----------------	---------	-----------	----

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

相談役 小西敬一郎は、長年当社の経営に携わった経験・知見と培った人脈を活かし、主に営業部門において取引先との関係維持・強化に従事するとともに、人財育成のためのアドバイス等を行っております。
経営会議等重要な会議に出席することはなく、当社の経営や業務執行のいかなる意思決定にも関与しておりません。なお、相談役の選任及び報酬は取締役会で決議しており、任期は1年毎に必要なに応じて更新することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・企業統治の体制の概要と当該体制を採用する理由

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は監査役4名で構成されており、うち2名は社外監査役であります。監査役は取締役会等重要な会議には常時出席し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。なお、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名を選任しております。また、当社は経営における意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入しており、取締役2名が執行役員を兼務しております。取締役及び執行役員の任期は就任後1年内とし、業務執行に関わる協議につきましても、取締役及び監査役並びに執行役員による役員会を開催しております。

・会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。業務を執行した公認会計士は次の通りで、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 松嶋 敦

指定有限責任社員 業務執行社員 中野 宏治

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名、その他13名

・監査役の機能強化に関する取組状況

社外監査役 秀島正博氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「企業統治の体制の概要と当該体制を採用する理由」に記載のとおりです。また、当社は取締役5名のうち1名を社外取締役として選任しております。社外取締役 田中優次氏は、当社からの独立性が高く、豊富な経営者経験及び幅広い見識等を当社の経営に活かしていただけるものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の17日前に発送しております。
その他	招集通知の発送前に、当社及び東京証券取引所のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ (URL http://www.the-torigoe.co.jp/) において、決算短信、適時開示資料、業績推移等のグラフ、招集通知、事業報告等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示事項は、適時開示規則により適時適切に開示するとともに、当社ホームページにも掲載しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

イ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(イ) 当社は、職務執行に係る情報を文書により保存しております。

(ロ) 当社監査役会または当社監査役会が指名する監査役が求めたときは、代表取締役は何時でも当該文書を閲覧または謄写に供しております。

ロ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 当社グループは、危機発生時に適切かつ迅速な対応ができるよう危機管理マニュアルを策定し、役員および社員に周知徹底しております。

(ロ) 当社グループでは「食の安全・安心」を確保するため、当社に品質保証室を設置し、品質管理体制を一層強化しております。

ハ. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 当社グループにおいては、取締役の任期を選任後1年内とするともに、当社においては、執行役員制度の導入によって意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、また、グループ各社については、当社から取締役や監査役を派遣し、グループ各社の経営を監督することなどにより、当社グループの経営の効率性を確保するよう努めております。

(ロ) 当社グループの業務執行に関わる協議につきましては、当社は取締役、監査役および執行役員による役員会を開催し、グループ各社にも当社に準じて取締役、監査役による役員会を開催させるようにしております。

ニ. 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社グループは、経営の効率性、透明性を向上させ、企業価値および株主利益を増大させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としており、そのために経営環境の変化に迅速に対応できる体制を確立し、またコンプライアンス経営を徹底させております。

(ロ) 当社グループは、コンプライアンス面において「企業理念」および「行動規範」を制定し、企業倫理や法令を厳守することを明確にするとともに、実際の事業活動においてとるべき具体的な行動をコンプライアンスマニュアルにまとめ、当社グループの役員および社員が高い倫理観を維持・向上するよう努めております。

(ハ) 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとります。

(ニ) 当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名で構成され、うち2名は社外監査役であります。当社グループでは、監査役は取締役会等重要な会議には常時出席し、取締役の職務執行を十分に監査できる体制となっております。

ホ. グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループにおいては、「企業理念」、「経営方針」、「行動規範」等をグループ各社に周知徹底しております。また、グループ各社に関わる重要案件については、グループ各社の取締役等をして当社に報告させた上で、当社取締役会に付議する体制をとっております。

ヘ. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性と指示の実効性の確認に関する事項

(イ) 当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」といいます。）を求められた場合には、関連する部署のスタッフをして、監査役から職務の委嘱を受け、監査役の補助を行わせることとしております。

(ロ) 当社が監査役補助者を設置する場合、監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役会からの独立性を確保いたします。

(ハ) 当社が監査役補助者を設置する場合、監査役補助者は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う体制といたします。

ト. 当社グループの取締役および使用人ならびにグループ各社の監査役が当社監査役に報告をするための体制ならびに当該報告者が不利な取扱いを受けないための体制

(イ) 当社監査役は必要に応じて、当社グループの会計監査人、取締役、使用人およびグループ各社の監査役に対して報告を求めることとしております。また、当社監査役は、当社取締役会等重要な会議には常時出席し、意見を述べております。

当社グループの取締役および使用人ならびにグループ各社の監査役は、法令違反行為など当社またはグループ各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象については、これを発見次第、当社監査役に報告することとしております。

(ロ) 当社グループでは、当社監査役へ前号の報告等を行った者に対し、当該報告等をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、周知徹底しております。

チ. 監査役の職務執行について生ずる費用に関する事項

当社監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用は、当社監査役の請求に応じてこれを支出することとしております。また当社は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないとしております。

リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社では、監査役が会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換を行っております。また、当社監査役は代表取締役と随時会合を持ち、監査の状況、経営上の重要課題について意見交換を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が、製品、技術及びサービス面において競合会社との差別化を実現するためには、当社グループにおいて、(イ) オリジナルでクリエイティブな商品の開発力の強化、(ロ) 高度で幅広い技術、知識、ノウハウ等を有する人材の育成と基盤研究等の充実、(ハ) 独自の安定した品質の商品を供給できる製造体制及び研究体制の確立、及び(ニ) 単なる商品販売に止まらないお取引先や消費者等への奉仕を目的とする販売体制の実現などを達成することが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現のための取組み

1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るため、創業150周年を迎える2027年を見据え、2018年度からの3か年の中期経営計画「TTC150 Stage1」を策定し、2017年12月発表いたしました。当社は、中期経営計画において、その基本方針として次の4項目を掲げています。

1. 時代の変化に対応した新しい価値の創出
2. 顧客本位の事業活動
3. 社員一人ひとりが成長できる環境の整備
4. 事業活動を通じた社会への貢献

当社は、中期経営計画に定められたこれらの基本方針に沿った諸施策を実施することこそが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に資するものと考えております。

また、コーポレート・ガバナンスの強化の取組みとして、経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため、当社の取締役の任期は1年となっております。また、独立性を有する社外取締役を1名選任しております。さらに、監査役4名のうち、2名は独立性を有する社外監査役です。これら社外取締役と社外監査役が取締役会等重要な会議に常時出席し、取締役の業務執行を十分に監視できる体制となっております。

2) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成30年2月8日開催の取締役会において、平成27年3月27日開催の第80期定時株主総会の承認を得て更新した「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」について、内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）とし、平成30年3月29日開催の第83期定時株主総会において、本更新及び本プランに記載した条件に従った新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会に対する委任について承認を得ております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されました。

当社取締役会は、基本方針に定めたとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる手段を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締

役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、平成30年3月29日開催の第83期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されます。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等、株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することがあります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、前記(2)(2)記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは以下に掲げる理由により、その公正性・客観性・合理性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として更新されたものです。

2) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（(イ) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、(ロ) 事前開示・株主意思の原則、(ハ) 必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

3) 株主意思の重視

本プランは、平成30年3月29日開催の第83期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂き更新されました。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4) 独立性を有する社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

また、独立委員会は、当社の費用で、専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 情報取扱責任者の選任

当社は情報取扱責任者として、経理部又は総務部を担当する取締役の地位にある者を選任しており、経理部又は総務部が情報取扱責任者の業務をサポートしております。

(2) 適時開示の要否判断

情報取扱責任者は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の諸規則並びに金融商品取引法等の関係規則・法令に則り、当該案件担当部署の担当役員と協議を行った上で、適時開示の要否を判断します。また、必要に応じて公認会計士や弁護士とも協議を行います。適時開示が必要な場合は、社内における情報管理の徹底を図るとともに、直ちに関連部署に開示資料の作成を指示します。

(3) 子会社に係る重要な会社情報の収集

全ての子会社について、当社取締役又は執行役員のいずれかが各子会社の担当役員として管理・監督に当たっており、子会社に係る重要な会社情報は、適時適切に各子会社の担当役員又は各子会社の代表者から直接、情報取扱責任者へ報告する体制となっています。

(4) 重要な会社情報の適時開示に関する理解と知識の定着、周知徹底

当社取締役、監査役、執行役員並びに全子会社の代表者に「会社情報適時開示ガイドブック」の抜粋の（写）を配布し、重要な会社情報の適時開示に関する理解と知識の定着、周知徹底を図っています。

(5) 情報開示の方法

TDnetによる適時開示後、遅滞なく東証IR記者クラブ及び福証経済記者クラブにおいて開示情報に関する資料投函を行い、また、必要に応じて記者会見を行っております。

また、速やかにインターネット上の当社ホームページに開示情報を掲載しております。

【参考資料: 模式図】

